

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第84期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	東京計器株式会社
【英訳名】	TOKYO KEIKI INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 脇 憲一
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03（3732）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役法務担当兼情報担当兼管理部長 土屋 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03（3732）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理部長 鹿島 孝弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第83期 第2四半期 連結累計期間	第84期 第2四半期 連結累計期間	第83期
会計期間		自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高	(百万円)	18,325	18,843	46,016
経常利益	(百万円)	421	676	3,980
四半期(当期)純利益	(百万円)	207	403	2,381
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	404	696	2,671
純資産額	(百万円)	21,470	24,468	24,047
総資産額	(百万円)	46,789	48,690	50,147
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	2.47	4.81	28.37
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	45.43	49.70	47.38
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,836	1,488	355
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	616	382	1,142
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	685	930	195
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	7,406	9,739	9,574

回次		第83期 第2四半期 連結会計期間	第84期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	4.78	6.43

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が見られたものの、雇用・所得環境の改善や公共投資の堅調な推移、企業の設備投資の増加等から、景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような状況の下、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、船舶港湾機器事業は、国内外の商船市場が好調であったことなどから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。油空圧機器事業は、国内外の需要の増加を背景にプラスチック加工機械市場、工作機械市場、建設機械市場が好調だったことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。流体機器事業は、官需市場が例年に比べ第4四半期への集中度合いが強いものの、民需市場及び海外市場が堅調であったことから、受注、売上ともに前年同期並みとなりました。防衛・通信機器事業は、通信機器市場が好調であったものの、官需市場が前年同期の大型案件に代わるものがなかったことなどから、受注は前年同期を大きく下回り、売上も前年同期を下回りました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は、前年同期比518百万円（2.8%）増の18,843百万円、営業利益は前年同期比245百万円（83.2%）増の539百万円、経常利益は前年同期比255百万円（60.7%）増の676百万円、四半期純利益は前年同期比195百万円（94.4%）増の403百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 〔船舶港湾機器事業〕

当事業の商船市場では、円安傾向の持続に加え、7月から適用された船内騒音規制前の駆け込み建造契約や省エネ船への切り替え建造発注の前倒しなどにより、国内造船所の工事量が確保されたことから、受注、売上ともに前年同期を大きく上回りました。

内航船市場では、老齢船の代替需要は依然として低迷していることに加え、復興需要による建造船の増加が一巡したことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

海外市場では、欧米向けOEMジャイロコンパスの販売が順調に推移し、韓国及び中国の造船所の新規受注も大きく増加したことから、受注は前年同期を大きく上回り、売上は前年同期を上回りました。

船舶関連機器の保守サービスは、サービス工事が堅調に推移したものの、保守用の部品販売が伸び悩んだことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

この結果、当事業全体として売上高は4,740百万円と前年同期比610百万円（14.8%）の増加、営業利益は281百万円（前年同期34百万円の営業損失）となりました。

〔油空圧機器事業〕

当事業のプラスチック加工機械市場では、自動車関連設備や携帯端末向け需要が拡大していることから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

工作機械市場では、東アジア向け需要は低調であったものの、国内向け需要が一般機械を中心に堅調であったことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

建設機械市場では、北米需要及び国内復興需要が増加したことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

海外市場では、中国、台湾の成形機向け需要が低調だったことから、受注は前年同期を下回りましたが、売上は前年同期を上回りました。

油圧応用装置は、移動式水素ステーション向け水素圧縮装置、バルクキャリア船向けハッチカバー開閉装置及び一般産業機械向け物件が順調であったことから、受注は前年同期を大きく上回り、売上は前年同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は6,425百万円と前年同期比719百万円（12.6%）の増加、営業利益は379百万円と前年同期比67百万円（21.6%）の増加となりました。

〔流体機器事業〕

当事業の官需市場では、例年に比べ第4四半期への集中度合いが強いことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

民需市場では、船舶接岸速度計の出荷が第3及び第4四半期に繰り延べられたことなどから、受注は前年同期を上回りましたが、売上は前年同期を下回りました。

海外市場では、韓国向け流量計が順調に推移したことから、受注、売上ともに前年同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は522百万円と前年同期比42百万円（7.4%）の減少、営業損失は260百万円（前年同期231百万円の営業損失）となりました。

〔防衛・通信機器事業〕

当事業の官需市場では、前年同期のような大型案件がなかったことに加え、航空機搭載機器の修理工事及び部品販売が減少したことなどから、受注、売上ともに前年同期を大きく下回りました。

センサー機器市場では、アスファルトフィニッシャー向けレベリングセンサー、トンネル掘削マシン向け姿勢方位検出装置、無人機向け運動計測システムが好調であったことから、受注は前年同期を上回りましたが、売上は前年同期並みとなりました。

通信機器市場では、移動体衛星通信用及び中継ヘリコプター用アンテナスタビライザーが好調だったことに加え、地上デジタル放送中継器用増幅器の数量増があったことから、受注、売上ともに前年同期を大きく上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は5,714百万円と前年同期比806百万円（12.4%）の減少、営業利益は46百万円と前年同期比208百万円（81.9%）の減少となりました。

〔その他の事業〕

検査機器事業は、国内グラフィック印刷市場では円安によるフィルム、インク等の原材料費高の影響を受け設備投資が低迷し、海外市場では需要は堅調であったものの低価格化が進んだことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

防災機器事業は、立体駐車場向け案件は好調に推移したものの、「ガス系消火設備の容器弁の安全性に係る点検」が消防庁告示により点検期限が延びたことにより一時的に対象物件が減少した影響が大きかったことから、受注、売上ともに前年同期を下回りました。

鉄道機器事業は、JR九州及びJR西日本の在来線向けレール探傷車の受注、JR東日本向け除雪用データ・デポシステム及びJR北海道向けデータ・デポ地上子の数量増があったことなどから、受注は前年同期を大きく上回り、売上は前年同期を上回りました。

この結果、当事業全体として売上高は1,441百万円と前年同期比37百万円（2.6%）の増加、営業利益は109百万円と前年同期比2百万円（1.9%）の減少となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は9,739百万円と前年同期比2,333百万円（31.5%）増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,488百万円（前年同期は1,836百万円の使用）となりました。その主な収入要因は、税金等調整前四半期純利益670百万円、売上債権の減少4,361百万円、仕入債務の増加509百万円、支出要因は、たな卸資産の増加2,470百万円、法人税等の支払905百万円及び退職給付に係る負債の減少520百万円によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は382百万円（前年同期は616百万円の使用）となりました。その主な要因は、固定資産の取得による支出413百万円によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は930百万円（前年同期は685百万円の使用）となりました。その主な要因は、長期借入れによる収入750百万円、長期借入金の返済による支出1,162百万円及び配当金の支払378百万円によるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

株式会社の支配に関する基本方針については、次のとおりであります。

当社グループは、計測・認識・制御という働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針 創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。 市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。 安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。 自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。 法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。 美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。 会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。 のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

しかしながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきですから、このような判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することを目的として、当社は平成19年5月10日に開催された取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した「大規模買付ルール」（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を決議し、平成19年6月28日に開催の第76回定時株主総会に提出、承認されました。また、その後の買収防衛策を巡る種々の動向や企業買収に係る裁判例及び法令改正を踏まえ、平成25年4月26日の当社取締役会において、本ルールの継続を決議し、平成25年6月27日に開催の第82回定時株主総会に本ルールの継続を提案し、承認されました。

### 本ルールの概要

#### ア．本ルールの発動にかかる手続の設定

本ルールは、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社グループの中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどいたる手続を定めています。

#### イ. 取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。なお、特別委員会は以下の委員により構成されています。

##### <特別委員会委員>

中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）  
高山 崇彦（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）  
松崎 信（公認会計士、荏原実業株式会社監査役）

#### 本ルールの合理性

##### ア. 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。

##### イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切にご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

##### ウ. 株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会（平成19年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第82回定時株主総会（平成25年6月27日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期限の満了に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

##### エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

##### オ. 合理的な客観的発動要件の設定

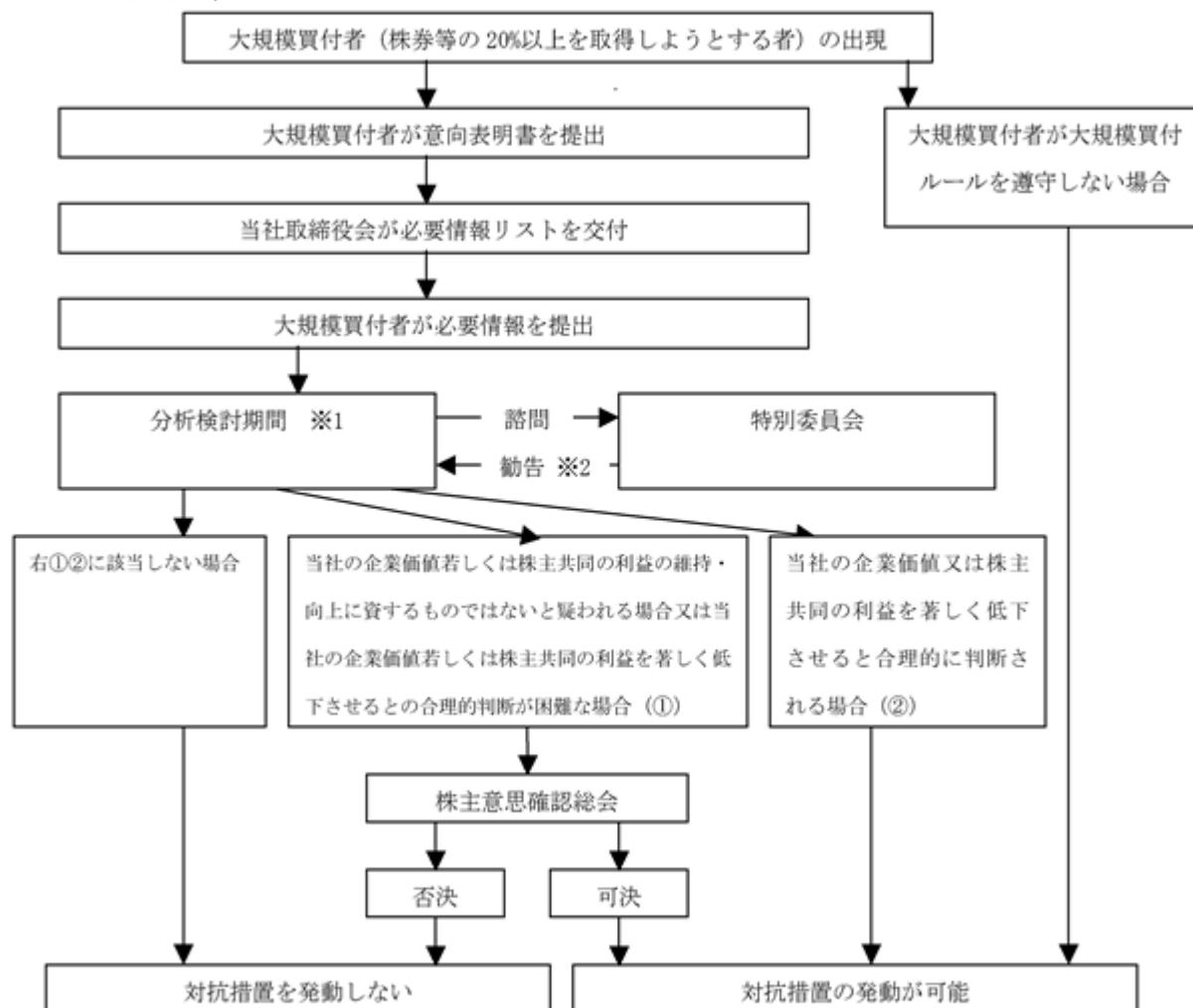
本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

##### カ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記（ウ）のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年とされており、かつ、解任要件を加重していませんので、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

<大規模買付ルールについてのフローチャート>

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。



- 1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。
- 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,208百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	85,382,196	85,382,196	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株
計	85,382,196	85,382,196		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		85,382,196		7,218		

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(注)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,658	7.80
東京計器協力会	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号	4,470	5.23
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	4,179	4.89
東京計器従業員持株会	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号	3,050	3.57
東京計器取引先持株会	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号	2,653	3.11
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,351	2.75
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1 番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	2,329	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(注)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,156	2.53
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	2,117	2.48
あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社(常任代理人 日本マス タートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,894	2.22
計	-	31,857	37.31

(注) 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 6,658 千株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,156 千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,777,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 83,290,000	83,290	-
単元未満株式	普通株式 315,196	-	-
発行済株式総数	85,382,196	-	-
総株主の議決権	-	83,290	-

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田 2丁目16番46号	1,777,000	-	1,777,000	2.08
計	-	1,777,000	-	1,777,000	2.08

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,574	9,739
受取手形及び売掛金	19,103	14,740
商品及び製品	1,214	1,578
仕掛品	5,046	6,758
原材料及び貯蔵品	4,421	4,817
その他	1,168	1,307
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	40,523	38,938
固定資産		
有形固定資産	5,747	5,633
無形固定資産		
その他	119	86
無形固定資産合計	119	86
投資その他の資産		
その他	3,812	4,087
貸倒引当金	54	54
投資その他の資産合計	3,758	4,033
固定資産合計	9,624	9,752
資産合計	50,147	48,690
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,885	6,392
短期借入金	10,806	10,056
賞与引当金	1,071	1,066
その他	3,275	2,198
流動負債合計	21,037	19,712
固定負債		
長期借入金	2,089	2,427
役員退職慰労引当金	297	233
資産除去債務	792	792
退職給付に係る負債	1,843	1,056
その他	42	2
固定負債合計	5,063	4,509
負債合計	26,100	24,222

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,218	7,218
資本剰余金	14	14
利益剰余金	15,827	16,056
自己株式	194	279
株主資本合計	22,864	23,008
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	549	888
為替換算調整勘定	35	25
退職給付に係る調整累計額	310	278
その他の包括利益累計額合計	894	1,191
少数株主持分	289	269
純資産合計	24,047	24,468
負債純資産合計	50,147	48,690

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
売上高	18,325	18,843
売上原価	13,883	13,884
売上総利益	4,442	4,960
販売費及び一般管理費	4,148	4,421
営業利益	294	539
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	34	41
生命保険配当金	38	37
持分法による投資利益	64	62
為替差益	-	12
その他	58	42
営業外収益合計	197	197
営業外費用		
支払利息	53	46
為替差損	3	-
その他	14	13
営業外費用合計	71	59
経常利益	421	676
特別損失		
固定資産除売却損	3	6
特別損失合計	3	6
税金等調整前四半期純利益	417	670
法人税等	234	271
少数株主損益調整前四半期純利益	184	398
少数株主損失 ( )	23	4
四半期純利益	207	403

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	184	398
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	157	339
為替換算調整勘定	59	8
退職給付に係る調整額	-	32
持分法適用会社に対する持分相当額	3	2
その他の包括利益合計	220	297
四半期包括利益	404	696
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	427	700
少数株主に係る四半期包括利益	23	4

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	417	670
減価償却費	423	416
のれん償却額	4	-
差入保証金償却額	6	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	379	-
賞与引当金の増減額(は減少)	9	5
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	59	64
受取利息及び受取配当金	38	44
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	520
支払利息	53	46
持分法による投資損益(は益)	64	62
固定資産除売却損益(は益)	3	6
売上債権の増減額(は増加)	402	4,361
たな卸資産の増減額(は増加)	1,863	2,470
仕入債務の増減額(は減少)	892	509
その他の資産の増減額(は増加)	117	195
その他の負債の増減額(は減少)	307	259
その他	8	7
小計	1,433	2,400
利息及び配当金の受取額	42	47
利息の支払額	62	54
法人税等の支払額	382	905
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,836	1,488
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	3	3
投資有価証券の売却による収入	-	0
固定資産の取得による支出	614	413
固定資産の売却による収入	0	0
貸付金の回収による収入	1	1
敷金及び保証金の差入による支出	4	2
敷金及び保証金の回収による収入	8	3
その他	5	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	616	382

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	750
長期借入金の返済による支出	391	1,162
リース債務の返済による支出	41	40
自己株式の取得による支出	1	85
配当金の支払額	252	378
少数株主への配当金の支払額	-	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	685	930
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	12
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,109	165
現金及び現金同等物の期首残高	10,515	9,574
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,406	9,739

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が317百万円減少し、利益剰余金が204百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
給与・賃金手当	1,125百万円	1,154百万円
賞与引当金繰入額	318	358
役員退職慰労引当金繰入額	25	23
退職給付費用	133	96
研究開発費	875	1,052

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	7,406百万円	9,739百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	7,406	9,739

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	252	3	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	378	4.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	4,130	5,706	564	6,520	16,920	1,404	18,324	1	18,325
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	27	70	0	14	112	553	665	665	-
計	4,157	5,776	564	6,535	17,032	1,957	18,989	664	18,325
セグメント利益 又はセグメント 損失( )	34	312	231	254	301	111	412	118	294

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業(旧検品機器事業)、鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業、不動産の管理業などが含まれております。

2. セグメント利益の調整額 118百万円には、セグメント間取引消去 41百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益 1百万円及び全社費用 78百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	4,740	6,425	522	5,714	17,402	1,441	18,843	1	18,843
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	61	99	2	22	183	556	739	739	-
計	4,801	6,524	524	5,736	17,585	1,997	19,582	739	18,843
セグメント利益 又はセグメント 損失( )	281	379	260	46	446	109	555	16	539

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、防災機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。

2. セグメント利益の調整額 16百万円には、セグメント間取引消去 18百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益 1百万円及び全社費用 1百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	2円47銭	4円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	207	403
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	207	403
普通株式の期中平均株式数(千株)	83,923	83,659

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月6日

東京計器株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京計器株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。